令和６年度（第3回）

恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時：令和7年2月25日（火）　17時30分～
場所：恵庭市役所　301・302会議室

＜次　第＞

＜議　事＞

議事１ 第９期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における
地域密着型サービスの基盤整備に係る見直しについて

＜報　告＞

報告１ 恵庭市福住憩の家の開館時間等について

報告２ 恵庭市有償サービス事業（ちょこっとお手伝いサービス　なんもだよ）
の料金改定等について

報告３ 地域密着型サービス事業者等の休止等について

報告４ 指定介護予防支援の一部委託について

＜その他＞

議事１

第９期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの基盤整備に係る見直しについて

１．はじめに

令和５年度に策定した標記計画において、中長期的な介護ニーズの分析を基にした、介護サービス基盤整備計画を盛り込み、計画年度ごとに事業者公募を行うこととしました。

令和６年度は計画に則り、３つのサービスについて公募を行いましたが、下表①及び②の２つのサービスについて応募する事業者がなかったことから、整備計画の再検討を行う必要性が生じました。

２．第９期計画における介護サービス基盤整備計画（現行）

サービスの種類	第９期		
	R6	R7	R8
①　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）36 人（18 人×2 ヵ所）	公　募	サービス開始	
		公　募	サービス開始
②　小規模多機能型居宅介護 29 人（1 ヵ所）	公　募		サービス開始
③　特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）100 人（1 カ所）	公　募		サービス開始

・認知症対応型共同生活介護の整備

市内には複数の認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）がありますが、入居率は 100%となっています。今後も認知症高齢者の増加傾向が続く見込みであることから、引き続き整備を行います。

・小規模多機能型居宅介護の整備

多様なサービス（訪問・通い・泊まり）を一体的に提供できる小規模多機能型居宅介護を整備することで、家族の介護負担を軽減し、住み慣れた生活環境の維持に努めます。

・特定施設入居者生活介護の整備

有料老人ホーム等に入居する高齢者に対し介護サービスを提供する特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）を整備し、高齢者の多様な住まいのニーズに対応します。

※第9期計画より抜粋

３．令和６年度公募の結果

事業所名	定員
認知症グループホーム	応募なし
小規模多機能型居宅介護	応募なし
特定施設入居者生活介護	１社選定

※応募者がなかった主な理由は、地価の上昇により用地確保が困難になったため。

４．令和７年度以降の予定（現行）

サービスの種類	第９期		
	R6	R7	R8
認知症グループホーム		公　募	サービス開始
		公　募	
小規模多機能型居宅介護		公　募	
特定施設入居者生活介護	公　募		

※第9期事業計画における整備計画を計画通りに実施すると、令和8年度に4カ所のサービスが新規に開設されることになります。

５．令和６年度の新規サービス整備状況

事業所名	定員
地域密着型特別養護老人ホーム　恵望園心楽	2 ユニット 29 名
認知症グループホーム　けあビジョンホーム恵庭北柏木	2 ユニット 18 名

※本来、令和5年度中に開設の予定でしたが、諸般の事情により、令和6年7月の開設となりました。

６．令和６年度のサービスの休止状況

事業所名	休止定員
地域密着型特別養護老人ホーム　島松ふくろうの園	2 ユニット 29 名
認知症グループホーム　けあビジョンホーム北柏木	1 ユニット 9 名

※休止理由としては、介護職員の不足によるもので、休止している訪問介護事業所もあります。

７．令和８年度中に必要となる介護職員数

サービス種別	必要な介護職員数 （同種指定事業所の実績）
認知症グループホーム（2 ユニット）	18 名程度
認知症グループホーム（2 ユニット）	18 名程度
小規模多機能型居宅介護（定員 29 名）	12 名程度
特定施設入居者生活介護（定員 100 名）	35 名程度
合　計	83 名程度

※実際には、管理者や相談員などの配置が必要となり、実数は 100 名を超えます。

８．介護人材不足の現況

第９期計画策定時に想定した以上に人材不足が進行している可能性があります。

・介護人材の需要増加

・労働力の供給不足

・労働力の他分野への流出

これらの慢性的な状況に加えて、（用地確保の問題を除いた場合）整備計画通りに公募を実施し応募者が現れた場合、すべての事業所が開設されると令和８年度から令和９年度にかけて、膨大な介護職員の需要が見込まれます。

新規採用者数の限界があり、既存サービス事業所からの転職等も想定されるため、既存のサービス利用者への影響が大きく、混乱が予想されます。

９．基盤整備計画の変更の検討について

持続可能な介護サービスの提供体制の確保のため、令和７年度の計画としている公募の内容等、サービス種類および事業所数について検討する必要が生じてきています。

報告１

恵庭市福住憩の家の開館時間等について

１．概要

本施設について、令和６年度末をもって指定管理期間満了を迎えることに伴い、憩の家機能の移転を予定しておりましたが、施設を利用している団体等からの引き続き利用要望があることや、建物の耐用年数の範囲内（築４１年、耐用年数６０年）であることから、機能移転を検討する期間を設けることとし、当面の間最低限の維持管理を行いながら利用を継続していくこととしました。

利用継続に当たり、これまでの利用実績を鑑み新年度から次のとおり開館時間等の変更を行います。

２．開館時間等（従前の指定管理との主な変更点）

（1）新指定管理者：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

（2）開館時間及び休館日

①現行（～令和７年３月３１日）

曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前 9 時～12 時半	開館	開館	開館	開館	開館	開館	休館
午後 12 時半～16 時	開館	開館	開館	開館	開館	開館	休館

②変更後（令和７年４月１日～）

曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前 9 時～12 時半	開館	開館	休館	休館	開館	開館	休館
午後 12 時半～16 時	休館	開館	休館	休館	休館	休館	休館

※開館日以外に突発的なケースにより利用の希望がある場合は、事前に申込の上、個別協議により対応を行う。

３．スケジュール

令和６年　９月：利用形態に関する利用団体との意見交換会（老人クラブ）　9/17

令和６年１１月：第４回定例会初日にて指定管理者に関する議案提出・議決、債務負担行為の補正　11/26

：今後の方針について利用団体への説明会(町内会）11/27

令和７年　１月：４月以降の利用形態について利用団体と調整（老人クラブ・町内会）1/30

令和７年　２月：第１回定例会にて開館時間変更に伴う恵庭市老人福祉条例の改正案提出

令和７年　４月：指定管理開始

開館日数・時間変更に伴う市民周知(HP、広報)

報告２差替

恵庭市有償サービス「ちょこっとお手伝いサービス　なんもだよ」の

料金改定等について

1. 趣旨

令和３年より実施している当該事業において協力者に支払われる謝金については、現在３５０円／３０分で実施しているが、協力員からは現地を訪問するための自家用車のガソリン代等も踏まえると、単価が低いのではないかとの声が寄せられていた。また、草刈り等の労働については除雪サービスと同様に別途単価を定めてほしいとの声もあり、今般の物価高騰や人件費の上昇を踏まえ令和７年度以降の料金改定を行うもの。

2. 改定後の料金

作業内容	新料金	旧料金
通常作業	４００円／３０分	３５０円／３０分
草取り	１，０００円／１時間	３５０円／３０分
除雪	１，６００円／１回	１，４００円／１回

※利用料金は全て協力者に支払われる。

3. サービスの提供時間の変更

サービスの提供時間については、午前９時から午後５時までとしているが、草刈り等の屋外作業を涼しいうちに始めたいとの希望が協力員からは相次ぎ、今年度についても朝８時から対応していたケースがあった。そのため、サービス提供時間に例外規定を設け、草刈り等の一部については、午前８時からの作業を可能とする。

4. 実績

区分	R3年9月～	4年度	5年度	6年12月末
相談件数	123	130	223	249
他機関紹介	49	16	29	17
相談のみ	35	53	64	60
申請/マッチング	39	61	130	172
	掃除9、草むしり3、除雪12、家具移動3、ポリタンク運搬7　等	掃除16、草取り13、除雪1、家具移動3　等	掃除31、草取り18、除雪43、ポリタンク移動5他	※年度末に集計
		実人数35人（独居高齢者29人82.9%）	実人数50人（独居高齢者45人90.0%）	※年度末に集計
協力者登録数	45	52	68	84
	－	－	～20歳代8人（学生4） 30-64歳15人 65-74歳26人 75歳以上19人	～20歳代6人（学生3） 30-64歳20人 65-74歳31人 75歳以上27人

報告３

介護予防・日常生活支援総合事業者等の休止等について

介護保険法により、【居宅介護支援／介護予防支援／地域密着型サービス／介護予防・日常生活支援総合事業】に関する指定権限は市町村と規定されています。

下記事業者より、休止及び廃止の申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査し、休止及び廃止をしましたのでご報告を申し上げます。

■訪問介護相当サービス

自宅など、利用者が日常的に生活している場を訪問して、身体介助や生活援助を提供

＜休止／1件＞

休止開始年月日		令和4年9月1日
休止満了年月日		令和7年8月31日
事業者	法人名	株式会社ビジュアルビジョン
	所在地	埼玉県上尾市上町1丁目1番14号
事業所	事業所名	けあビジョンホーム恵庭訪問介護
	所在地	恵庭市柏木町4丁目9番18号

＜廃止／1件＞

廃止年月日		令和6年12月31日
事業者	法人名	ファミリー・ホスピス株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内3丁目3－1
事業所	事業所名	訪問介護ファミリー・ホスピス白石
	所在地	札幌市白石区川下2条7丁目2－22

報告４

指定介護予防支援の一部委託について

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができると定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

これまで指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託する際には、各指定介護予防支援事業所（各地域包括支援センター）から「任意様式」にて恵庭市へ届出されており、委託する内容や届け出る条件にばらつきがある状態でした。

↓↓↓

このことから、要領と様式を制定し、提出条件の統一化や委託する内容の一元化を図りました。
（→委託する「個人」に対して報告するのではなく、委託する「事業所」に追加・変更がある際に本部会へ報告することとしました。）

【令和6年10月1日 現在での一部委託の状況】

指定介護予防支援の一部委託先事業者数		委託する内容（※）	委託する期間
恵庭市ひがし地域包括支援センター	10事業所	1～10	自動更新　有
恵庭市みなみ地域包括支援センター	13事業所	1～10	自動更新　有
恵庭市きた地域包括支援センター	11事業所	1～10	自動更新　有
恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター	10事業所	1、3～9	自動更新　有

（※）委託する内容	
1	利用申込の受付
2	契約締結
3	介護予防支援のためのアセスメント
4	介護予防サービス計画原案の作成
5	サービス担当者会議の開催
6	介護予防サービス計画の交付（利用者、家族への説明及び同意を得ること）
7	サービス提供に係る連絡調整
8	モニタリング
9	計画の達成状況の評価
10	給付管理業務